

## 学校感染症と出席停止についてのお知らせ

次の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、自宅で休養し治してください。

医師より登校許可が出ましたら、下記の学校感染症報告書に記入・押印、医療機関の領収書コピーを添付のうえ、提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「感染が判明」もしくは「感染の濃厚接触者に特定」された場合には、出席停止の扱いとなり欠席とはなりませんので、ご連絡ください。「発熱・風邪症状等新型コロナウイルス感染症の罹患の疑いがある」ときは、医療機関の助言を受けて出席停止の扱いとなる場合もありますので、状況をご連絡ください。

## 学校感染症とお休みする期間の目安（期間内でも医師の許可があれば可）

分類	病名	出席停止の期間
第一種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。） 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス	治癒するまで
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5 日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師の許可があるまで

（問合せ先 担当 保健室 高橋 電話（代）044-911-7107）

キリトリ

令和 年 月 日

## 学校感染症報告書

年 組 番 氏名

保護者氏名 印

欠席の理由（診断名）	
欠席の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 （上記の理由で早退した日も含みます）
診察を受けた医療機関名	受診日 月 日

※この報告書は登校開始後、医療機関の領収書のコピーを添付し、すみやかに担任へ提出してください。（担任→保健室）